

第37回東職ランチョンセミナー

労働法シリーズ 第1回

なぜ平等が必要なのか？

～民主主義と労契法20条『同一待遇』の意義～

2018年 **7月9日**(月) 12:10～13:00

会場:工学部新2号館1階211教室(旧館から入った場合はサブウェイの下階)

無料・予約不要・弁当持参可・入退室自由・開場11:30～閉場13:30

松村比奈子氏 首都圏大学非常勤講師組合委員長 憲法学

平等の推進は民主主義と資本主義に不可欠です。

日本の経済を何とかしたかったら、平等を推進するしかありません。

その原理をお伝えできたらと思います。

【講師プロフィール】駒澤大学公法学研究博士後期課程修了、博士(法学)、専門は憲法学。

複数の大学で講師を務めるとともに、2004年より首都圏大学非常勤講師組合委員長。

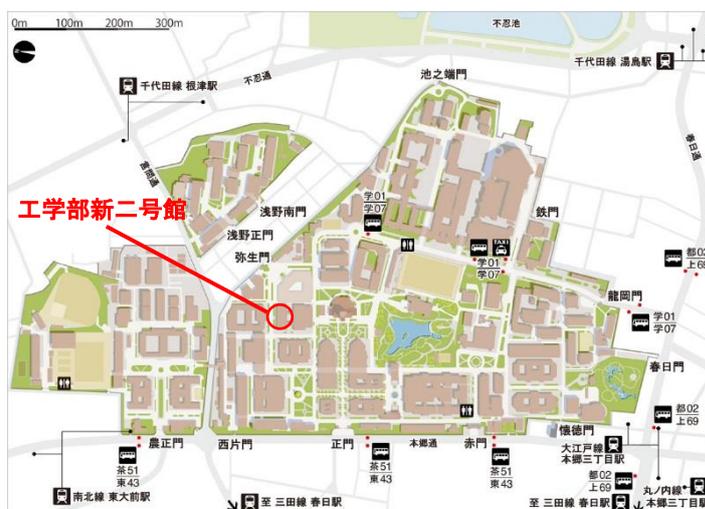
早稲田大学や日本大学の待遇改善に奔走する。

主な論文に「政教分離原則の適用基準に関する研究」、「戸籍の性別変更と人権」など。

【労働法シリーズ】

労働者の権利の獲得と行使は、先ず「知る」ことから始まります。今般話題の「無期転換」にしても、労契法に保障された権利を「知らなかった」教職員が何と6割近かった、という驚愕のアンケート結果も。

もちろん労働者の権利の周知も、労働法令の遵守も、第一義的には使用者企業側の責任には違いありません。にも拘らず、労働者の無知を当て込んだり、そもそも担当者が無知・不勉強だったり、といった様々な事情から法を守らず、義務も責任も果たさない経営者や人事労務責任者が後を絶ちません。「転ばぬ先の杖」、「知は力」、皆さんもご自身の大切な権利を自衛すべく、労働法で理論武装してみませんか。



主催：東京大学教職員組合/共催：工学部教職員組合

Tel・Fax:03-5841-7971

E-Mail：syokikyoku@tousyoku.org

http://tousyoku.org/